

《平成19年所沢市議会第3回定例会》 予算の補正や条例の一部改正など 20議案を可決しました

平成19年所沢市議会第3回定例会が9月3日から19日まで17日間の会期で開かれ、市長提出議案として20議案を提出しました。
審議の結果、提出した議案はすべて原案どおり可決されました。可決された議案の主な内容を報告します。

● 予算関係
平成19年度一般会計予算・特別会計予算・事業会計予算の補正を行いました。

【一般会計】
歳入歳出にそれぞれ6億3、309万6千円を追加し、予算総額は820億991万3千円になりました。

【特別会計】
▼下水道特別会計：73億5、965万3千円
▼国民健康保険特別会計：310億8、437万円
▼老人保健特別会計：183億9、688万9千円

▼病院事業会計：収益的収入/16億904万円、収益的支出/17億411万9千円
● 条例関係
【一部改正】
▼所沢市保育園設置及び管理条例
▼所沢市自転車駐車場条例
▼所沢市建築基準法関係手数料条例
▼所沢市火災予防条例
● 請負契約
▼所沢市斎場火葬炉増設改修工事
● 市道路線の認定・廃止
▼認定：……………4件（9路線）
▼廃止：……………3件（3路線）

● 訴えの提起
● 教育委員の任命
議会の同意を得て、次の方を教育委員会委員に任命しました。
■ 福田常世 氏

● 決算特別委員会へ付託
平成18年度一般会計・特別会計・事業会計の決算認定：……………12件
● 詳細は、市ホームページでご覧いただけます。



退任のごあいさつ
前所沢市長
青藤 博

市民の皆様、長い間、ご理解とご協力をありがとうございました。私は、バブル経済崩壊後の平成3年10月、「あなたが主役のまちづくり」をモットーに、積極的な市民参加を公約に掲げて市政をお預かりいたしました。以来4期16年の間、おかげさまで健康にも恵まれ、一日も休むことなく、明るく元気に「ふるさと所沢」のまちづくりに打ち込むことができました。
機会あることに申しておりますとおり、私が働かせていただいたこの所沢のまちは、地の利、人の利に恵まれ、魅力と無限の可能性を持った素晴らしいまちであります。そうしたなかで私は、市民福祉の向上はもちろんのこと、本市の持つ数々の特性を生かした個性あるまちづくりに務めるとともに、日々、市民の声を基本に市民と一緒に、身の丈にあった財政運営とバランスの取れた施策の展開に心がけてまいりました。
その間、市議会をはじめ、さまざまな機会を通じてお寄せいただいた所沢を思う皆様方の数多くの声、今日、本市を34万市民の暮らす埼玉県西部地域の中心都市として大きく発展させ、さらに「みんなてつく」の協働意識のもと、市民の皆様と共に創り上げた本市の将来都市像「ゆとり、うるおい、活力ある生活文化都市」所沢、実現への熱いエネルギーになったものと心より感謝を申し上げます。
結び、市民の皆様のご健勝とともに、生まれ育った「ふるさと所沢」の限りない発展を心から祈念申し上げます。退任のあいさつといたします。

戦傷病者等および戦没者等の妻の方に特別給付金を支給します

【平成18年度に国債の最終償還を迎えた方】

■ 戦傷病者妻特別給付金の継続支給
戦傷病者である夫が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金を受けている場合に、その妻に支給されます。
■ 戦傷病者妻特別給付金の特例給付
戦傷病者である夫が、平成15年3月31日までに、一般のけがや病気で亡くなった場合、その妻に支給されます。
■ 戦没者妻特別給付金の継続支給
これまでに、▶第17回は号▶第10回は号▶第4回つ号の国債をお持ちの方が対象となります。
戦没者等の妻が、平成18年10月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受けている場合に支給されます。
■ 戦没者妻特別給付金への移行支給
戦傷病者である夫が、平成15年3月31日までに、公務傷病や勤務関連傷病で亡くなられた場合、その妻に支給されます。

【平成13年4月2日～15年4月1日に】
新たに戦傷病者の妻になった方

■ 戦傷病者妻特別給付金の新規支給
平成13年4月2日から15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として次の年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給されます。
▶増加恩給 ▶傷病年金 ▶特例傷病恩給 ▶障害年金
申請の受付期間 平成21年9月30日まで
問い合わせ 福祉総務課 (☎2998-9113・FAX2998-1147)

皆さんの善意
● 愛の福祉基金 ● 西山時子様(5万円) ● ホランティアグループエールの風様(2万円) ● やすらぎ長生クラブ様(5万円) ● 上安松西ホランティア様(5万円) ● 老人ホーム亀鶴園へ1フラワ―ネット埼玉県支部様(盛り花1かこ)
【所沢図書館へ】 ● 鈴木昭夫様(100万円)
※8月16日から9月15日までの受け付け分です。ありがとうございます。

市政通信

所沢市立新所沢保育園の新園舎が竣工しました

▼新所沢保育園とつぼみ保育園を統合した新しい園舎が、緑町3-4-6に完成し、10月1日から保育を始めました。

高松総体(インターハイ)カウントダウンボードを設置しました

▼10月2日、市役所1階市民ホールで、来年の夏に埼玉県で開催される高松総体(インターハイ)の「開催300日前イベント」を開催し、「カウントダウンボード」の除幕式を行いました。



竣工式で太鼓を披露する園児たち

後期高齢者医療制度が始まります

「高齢者の医療の確保に関する法律(平成18年6月成立)」の施行により、平成20年4月から75歳以上の方を対象に、新たに独立した医療制度が始まります。
● 運営のしくみ
後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する『埼玉県後期高齢者医療広域連合』が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。

市では、保険料の徴収、各種申請・届出の受け付け、保険証の引き渡しなど、被保険者の皆さんにとって身近な窓口業務を行います。
被保険者 次のいずれかの方
▼埼玉県内にお住まいの75歳以上の方
▼65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方(申請して広域連合の認定を受ける必要があります)

◎ 現行の老人保健制度における老人医療対象者と同じです。なお、健康保険組合等の被扶養者であった方も対象となります。後期高齢者医療制度への加入後は、国民健康保険、健康保険組合、政府管掌保険、共済組合等の被保険者ではなくなります。
加入となる日 次のいずれかの日
▼75歳になった日(75歳の誕生日当日から)
▼75歳以上の方が本市に転入した日
▼65歳以上75歳未満の一定の障がいのある方が申請して広域連合から認定を受けた日
被保険者証(保険証) 平成20年3月下旬までに郵送
保険料 被保険者個人単位で算定・賦課
保険料の徴収方法 原則として特別徴収(年金から天引き)
医療費の負担 医療機関にかかると



きは、埼玉県後期高齢者医療広域連合が交付した保険証をお持ちください。窓口では、現在の老人保健制度と同様に、かかる医療費の1割(ただし、現役並み所得者は3割)を負担してください。
◎ 老人保健制度における老人医療対象(平成20年3月末日現在)の皆さんには、新しい保険証を3月末日までに郵送します。特に手続きの必要はありません。なお、パンフレットは、出張所等に備え付けてあります。詳細はお問い合わせください。
問い合わせ 福祉総務課 (☎2998-9113・FAX2998-9061)

児童館生活クラブ、児童(学童)クラブ 入会児童を募集します

児童館生活クラブおよび児童(学童)クラブは、保護者が仕事などで昼間家にいない児童(小学生)が、放課後、安心して過ごすことができる場所です。

次のとおり、児童館生活クラブおよび児童(学童)クラブの入会児童の募集を行います。
対象児童 小学1～6年生
申込書配布 12月3日(日)から配布(日曜日・祝日を除く)
配布場所 入会を希望する施設および市役所1階・青少年課
◎ 青少年課では土・日曜日・祝日には配布していません。
配布時間 ▶ 青少年課/午前8時30分～午後5時 ▶ 児童館/午前9時～午後6時30分 ▶ 児童(学童)クラブ/午前11時～午後6時30分
募集期間 12月10日(月)～22日(土)(日曜日を除く)
申込場所 下表の各施設へ直接
◎ 申し込み方法などの詳細はお問い合わせください。
問い合わせ 青少年課 (☎2998-9103・FAX2998-9061)、各施設



児童館生活クラブ、児童(学童)クラブ一覧表

施設名	所在地	電話番号
児童館生活クラブ	ひばり	北有楽町26-21 2926-8669
	こばと	小手指町1-28-3 2924-3065
	つばめ	久米783-1 2922-0410
	つばき	山口5057 2923-6155
	すまいる	若狭1-2966-5 2949-3826
	さくら	並木8-3 2998-5912
	わかば	和ヶ原3-266-2 2948-3222
	まはり	上安松952-2 2995-0995
	みやぎ	緑町3-16-7 2928-8414
	ひばり	東所沢4-16-4 2944-8819
児童(学童)クラブ	若三ヶ島	下新井1231-2 2992-0341
	西富	三ヶ島3-1416-9 2948-7578
	若狭	岩岡町732 2924-5488
	若狭	若狭4-2496-5 2948-2547
	若狭	中野井1-784-1 2942-4101
	若狭	北有楽町26-20 2922-0413
	林	和ヶ原3-99-5 2949-1923
	宮美	東狭山ヶ丘6-2792 2926-8327
	上北	並木5-1 2995-2656
	牛富	上新井760-8 2925-3175
	富	北秋津623 2995-1945
	中安	牛沼21 2994-8800
	小荒	下富647-5 2943-2788
	荒	山口511-1 2925-4444
	松	中富1674-17 2942-2043
所中	小手指南4-17-10 2949-0627	
所中	下安松839-2 2944-5761	
所中	荒幡514-1 2924-4803	
所中	上安松407-2 2998-4949	
所中	東所沢2-29-5 2944-4032	
所中	元町7-37 2922-7389	
所中	並木8-1-6-112 2995-0971	
所中	並木6-2 2995-6010	
所中	山口1981-1 2926-4787	
所中	北野1-2-54 2947-4439	
所中	東所沢和田1-39 2944-9823	

介護保険サービス利用料の助成のお知らせ

市では、所得の低い方などが、介護のサービスを利用しやすいように、利用した介護サービスの利用料(自己負担額)に対して、下表のとおり助成を行っています。

対象者	助成割合
①世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、高齢福祉年金受給者の方	サービス利用料(※1)の1/2
②世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、サービス利用者の課税年金収入額と合計所得金額の年間合計額が80万円以下の方	サービス利用料の1/2
③世帯全員の方の市区町村民税が非課税で、サービス利用者の課税年金収入額と合計所得金額の年間合計額が80万円を超える方	サービス利用料の1/3
④平成17年度税制改正の影響(※2)で、市区町村民税が課税となる世帯に属する方	サービス利用料の1/4

(※1) サービス利用料…保険給付の対象となるサービス(施設サービス利用時の食費、居住費は除く)の1割自己負担額。ただし、高額介護サービス費の給付がある場合は、その給付額をサービス利用料から控除した額をサービス利用料とします。
(※2) 平成17年度税制改正の影響…平成17年度税制改正(高齢者の市区町村民税非課税措置の廃止)により、サービス利用者やその同一世帯の方全員の各々の年間の合計所得等が変わらないのに、市区町村民税が非課税から課税となる状況を言います。



【注意事項】
◆ 上記の表の内容が適用されるのは、平成18年4月のサービス利用分からです。
◆ 上記の表の④は、平成18年度および19年度の2年間みの経過措置です。
◆ 平成18年3月のサービス利用分までは、上記の表の対象者に加えて、身体障害者手帳の1級から3級、および療育手帳の最重度・重度の方も、利用しているサービスの種類によって対象となる場合があります。
◆ 申請できるのは、サービスの利用料を支払った領収日から2年以内です。
申請に必要なもの 給付金の振込先がわかるもの(初回のみ)、介護保険サービス利用料の領収書、印鑑
◎ 振込先に郵便局は指定できません。詳細はお問い合わせください。
申請先・問い合わせ 市役所1階・介護保険課 (☎2998-9420・FAX2998-9410)へ直接